

横断歩道橋定期点検業務委託

特記仕様書

福 島 県

第1条 適用

本特記仕様書は、横断歩道橋定期点検業務委託に適用する。

本特記仕様書に明示なき一般事項は「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」に基づく。

第2条 履行期間

本業務の履行期間は契約の翌日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

第3条 履行場所

本業務の履行場所は福島県〇〇建設事務所管内とする。

第4条 使用図書

本業務で使用する図書は、共通仕様書のほか、「横断歩道橋定期点検要領 令和6年3月国土交通省道路局」（以下、「点検要領」という）とする。

第5条 目的

本業務における定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため、横断歩道橋について、各部材の状態を把握、診断し、必要な措置を特定するものであり、構造物に係る維持管理を適切に行うために必要な情報を得ることを目的に実施する。

第6条 対象構造物

対象とする構造物は、横断歩道橋とする。

第7条 計画準備

7-1 業務計画書作成

受託者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務実施上必要な資料を収集し、業務計画書を提出するものとする。

7-2 現地踏査

点検に先立ち、横断歩道橋の立地条件、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況を調査して記録する。

なお、横断歩道橋の状況（排水桝等の土砂溜まり等）により点検作業に支障ある場合には、発注者と協議すること。

7-3 実施計画書作成

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成するものとする。

第8条 関係機関協議および協議用資料作成

点検において必要な関係機関（交通管理者、他の道路管理者、鉄道会社、河川管理者等）との協議用資料、説明資料の作成及び必要な資料収集を行う。

第9条 定期点検

・点検

定期点検（以下、「点検」という）は、近接目視、または近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法により行うことを基本とし、必要に応じて触診や打音検査等の非破壊検査等を併用して行う。

また、要領に基づき、「部材単位」及び「横断歩道橋毎」の健全性の診断を行う。

点検作業時に第三者の被害の可能性のある損傷等（うき、剥離部）が確認された場合は応急措置を行うと共に、遅滞なく発注者と協議すること。

・点検表記録様式の作成

点検結果をもとに、要領に定める点検表記録様式の作成を行う。

なお、「点検要領」に従い部材番号図を Microsoftword 又は Microsoftexcel（いずれも 2007 以降の形式）にて作成する。

第10条 報告書作成

本業務において作成した資料の整理、とりまとめを行う。

とりまとめを行う資料は、発注者との協議資料のほか、関係機関の協議に使用した資料等、本業務を行う上で作成した全ての資料とする。

第11条 打ち合わせ協議

業務に関する打ち合わせ記録の整理は受注者が行うものとし、打ち合わせ後速やかに提出する。

なお、打ち合わせ回数は3回を予定し、業務着手時および成果物納入時には管理技術者が出席する。

・業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打ち合わせを行うとともに、発注者は業務遂行のために必要な資料の貸与を行う。

・中間打ち合わせ

現地踏査終了時あるいは現地での点検終了時に、中間打ち合わせを1回行うことを標準とする。※業務内容を勘案して追加することができる。

・成果物納入時

成果物のとりまとめが完了した時点で打ち合わせを行うものとする。

第12条 成果物の提出

本業務の成果物は以下のものとする。

- ① 部材番号図
- ② 点検表記録様式
- ③ 状況写真
- ④ 個別点検データ
- ⑤ その他監督員の指示するもの

1部（電子データ）

第13条 貸与資料

本業務の貸与資料は以下のものとする。

- 1 構造物台帳
- 2 その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

第14条 安全管理

交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

緊急連絡体制を事前に構築し、その体制に基づいて事故発生時は迅速に必要な対応を図るものとする。

第15条 管理技術者

- 1 本業務の管理技術者は、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」第1107条及び第1107条「総則の運用」に基づくものとする。
- 2 本業務では、「福島県土木部共通仕様書（業務委託編）」第1107条「総則の運用」に以下の資格を追加する。
 - (1) ふくしまME（防災）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）
 - (2) ふくしまME（保全）（ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会）
 - (3) コンクリート診断士（(公社)日本コンクリート学会）
 - (4) 土木鋼構造診断士（(一社)日本鋼構造協会）
 - (5) 一級構造物診断士（(一社)日本構造物診断技術協会）
- 3 ただし、ふくしまME（防災）の資格保有者を管理技術者として配置する場合は、横断歩道橋の点検診断業務における担当技術者として履行実績を1件以上有するものとし、発注者へ管理技術者の経歴書を提出する際に、該当業務における業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）の業務実績

情報の写し等を併せて提出すること。

- 4 第3項の履行実績について、提出書類に虚偽の記載をした場合においては、工事等の請負契約に係る入札参加資格制限等の措置を行うことがある。
- 5 受注者は、第2項に記載している民間資格保有者を管理技術者へ配置した場合は、テクリスの業務概要に「民間資格活用：〇〇〇」（〇〇〇は、活用を図った資格）と記載すること。

第16条 新技術活用の検討

受注者は、点検の実施にあたり、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新手法を積極的に活用するため、「従来技術」との比較検討を行うものとし、監督員と協議のうえ、採用する手法等を決定した後に点検を行うものとする。「NETIS掲載期間終了技術」は新技術の対象外とし、「従来技術」とは技術の優位性等により一般に活用されている技術を示す。

なお、本検討に係る費用は諸経費に含まれるものとする。